

基本方針

横浜市同和対策事業に対する基本的考え方(方針)

制 定 昭和52年 7月19日

全部改正 平成15年12月15日

横浜市では、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとの同和対策審議会答申（以下「答申」という。）の精神を踏まえ、昭和49年から同和対策事業の取り組みを開始した。平成10年には、人権に関する施策を一層推進するために、その基本的な方向を示すものとして、横浜市人権施策基本指針（以下「基本指針」という。）を策定し、その中に同和問題に係わる施策の推進も位置づけ、取り組みを行ってきた。その結果、一定程度施策の効果が見られる状況となった。

平成8年には地域改善対策協議会から、同和対策事業の一般施策移行後は、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められるとの意見具申（以下「意見具申」という。）が出され、同和対策事業に係る特別措置を定めた特別法も、平成14年3月をもって満了となるなど、同和問題を取り巻く環境も大きく変わってきた。こうした状況の中で、平成14年度に「横浜市同和対策事業のあり方検討委員会」から、「横浜市における今後の同和対策事業のあり方」について報告が出された。

横浜市では基本指針のもと、答申及び意見具申の精神を尊重するとともに、この報告を踏まえ、今後の同和対策事業に対する基本的考え方（方針）を次のとおり定める。

1 同和問題は、基本的人権及び民主主義の問題であることから、特別対策としての同和対策事業は終了するが、一般施策を有効に活用しながら課題解決に向けて取り組みを進める。

（1）環境改善事業

横浜市内の「歴史的に同和問題を抱える地域」の生活環境については、課題が残る地域について、地域住民の意見を尊重しながら、まちづくりの取り組みを継続していく。それ以外の地域については、通常のみちづくりの中で取り組む。

（2）個人施策事業

特別対策としての個人施策は、概ねその役割を果たしたので終了し、一般施策へ移行する。残された課題に関しては、一般施策を有効に活用し、課題解決に向けた取り組みを進める。

（3）市民に対する同和問題に係わる啓発

市民に対する同和問題に係わる啓発を、人権問題全体の啓発の一環として、より一層推進していく。

2 同和地区出身者の自発的意思に基づく自主的運動との連携を図る。

基本方針

横浜市同和対策事業に対する基本的考え方(方針)

制定 昭和52年7月19日

同和問題の解決は、国及び地方公共団体の責務であると同時に国民的課題であることが総理府同和対策審議会答申（以下「答申」という。）並びに同和対策事業特別措置法（以下「法」という。）において明らかにされ、その基本的方向が決定された。

本市はこの問題を解決するため、答申並びに法の精神を尊重し、次のとおり同和対策事業に対する基本的考え方（方針）を定める。

- 1 同和問題は、基本的人権及び民主主義の問題であることから、法の存否にかかわらず、同和問題が完全に解決するまで継続して同和対策事業を実施する。
勿論、現段階において本市としては、同和対策事業特別措置法の存続のため全力をあげて努力する。
- 2 同和対策事業の対象者は、市全域に居住する同和地区の出身者とする
- 3 同和地区出身者の自発的意志に基づく自主的運動との調和を確保すると共に、差別の実体を正しく理解する。
- 4 同和問題を正しく理解するため、市民に対しては人権意識高揚の啓蒙を推進すると共に、同和地区出身者の自主的かつ民主的な解放意識の高揚につとめる。
- 5 本市の行政組織において、関係局は相互に緊密な連携を確保する。
- 6 以上の認識に立脚し、同和対策事業を積極的に推進するため、実態調査を実施し、関係局はこの実態調査の結果を踏まえ、それぞれ主管する事業についてその計画を策定し、これを民生局（同和対策室）で調整する。
計画の策定にあたっては、環境改善、福祉の増進、生活の向上、人権擁護及び教育問題に関する対策を内容とするが、当面においては、現行施策の充実をはかると共に、一般行政の中に同和行政を正しく位置づけ効率的運用をはかる。

